

(参考) スマート水産業普及推進事業の審査について

1. はじめに

スマート機器導入事業の審査については、公募要領で審査基準を明示していますが、審査を円滑に進めるため、以下の手順で採択を行っています。このため、いくつかの注意点があるので、申請書類の作成の参考としてください。

2. 採択の手順について

- (1) 各申請書は、審査基準に基づき事務局が採点を行います。この際に、ポイント制で評価を行う項目については、内容の妥当性を担保できないものについて、事務局が減点を行うことがあります。
- (2) 申請書と事務局が採点した結果は、審査委員に送付し、委員が採点を実施します。委員の採点結果は、事務局に返送され、審査資料としてとりまとめられます。
- (3) 審査委員会を開催し、審査資料に基づき審査を行います。最初に、適・不適(○/×判定)を審査する項目の確認を行います。審査の結果、一つでも不適の判定を受けたものは、不採択となります。この時、補助率の条件についても、採択・不採択の判定を行うため、例えば、2/3 要件について不適と判断された場合は、不採択となります。(1/2 や 1/3 の補助率に事務局側の判断で変更して審査を行うことはありません。)
- (4) 適・不適を審査する項目で全て適と判定された申請について、点数の審査を行います。利用者数、受益者数や成果目標の審査に加えて、特にスマート性があり、普及することで水産業の成長産業化に資すると評価されるものに加点を行うことがあります。
- (5) その後、審査の点の高いものから順に整理し、予算の範囲内で一定の水準以上の点数がついたものを採択します。この際、採択・不採択のボーダー上に、同じ点数の取組が複数ある場合、国等の試験研究機関にデータ提供を行うものや教育機関と連携した取り組みを行うものについて、優先的に採択します。

3. 採択における注意点

- 教育機関との連携協定については、補助率を引き上げる特別な条件であるため、連携の内容が事業の趣旨に沿っているか、申請者が確実に教育機関との連携を行う計画か、など、その内容についても審査しております。

この審査で、連携協定として不十分と判断された場合、補助率2／3の要件として不適と判断されます。補助率2／3要件として不適と判断された場合は、上記(3)に沿って申請自体が不採択となってしまうため、連携協定の内容や実施に懸念がある場合は、あらかじめ低い補助率で申請を行ってください。

- 複数の効果が期待できるスマート機器であっても、その一部の効果に関する成果目標しか申請書に記載していない場合は、その内容で審査を行います。当該スマート機器がもたらすその他の効果について、あらためて事務局が申請者に確認をすることはありません。成果目標の設定は採択の可否に大きな影響があるため、様々な効果が期待できる機器については、複数の成果目標を設定することをご検討ください。

(以 上)